○財務省令第五十号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の一部の施行に伴い、並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第二十六項、第四十二条第一項及び第五項並びに第六十六条の四の四第一項並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十七条の十二の三第四項、第二十八条の八及び第三十九条の五十五の規定に基づき、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条の十四の二第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項第三号中「その法第四十二条第一項」を「法第四十二条第四項第三号に規定する店頭デリバティブ取引（同条第一項の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する財務省令で定める取引を含む。）をいい、その同条第一項」に改め、同項第六号中「その法第四十二条第二項」を「法第四十二条第四項第三号に規定する店頭デリバティブ取引をいい、その同条第二項」に改め、同項第十号中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項第二号中「第五項各号」を「第六項各号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第四項第一号」を「第五項第一号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「又は第三項」を「又は第四項」に改め、同項第一号中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項第二号中「店頭デリバティブ取引」の下に「（法第四十二条第四項第三号に規定する店頭デリバティブ取引をいい、同条第一項の規定の適用を受けようとする場合には、同項に規定する財務省令で定める取引を含む。第五号において同じ。）」を加え、同項第三号中「（法第四十二条第四項第二号に規定する国内金融機関等をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「同項第四号」を「法第四十二条第四項第四号」に改め、同項第四号中「第五項」を「次項、第十二項及び第十四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「いう。以下この条」を「いい、同条第一項に規定する財務省令で定める取引を含む。以下この項及び第十五項第五号」に、「（法第四十二条第一項」を「（同条第一項」に、「第十四項第五号」を「第十五項第五号」に改め、同項各号中「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第四十二条第一項に規定する財務省令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一　国内金融機関等（法第四十二条第四項第二号に規定する国内金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百二十三条第七項の規定に基づき、同項各号に掲げる措置を講ずる場合において当該各号に定める取引を当該措置に係る非清算店頭デリバティブ取引に含めている場合における当該各号に定める取引

二　国内金融機関等が、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成二十八年内閣府令第二十五号）附則第二条第一項ただし書の規定に基づき、同項各号に掲げる措置を講ずる場合において当該各号に定める取引を当該措置に係る非清算店頭デリバティブ取引に含めている場合における当該各号に定める取引

第二十条の八第二項第一号中「第二十八条の八第一号」を「第二十八条の八第一号イ」に改める。

第二十条の十五の見出しを「（特定地域における電気通信設備の特別償却）」に改め、同条第一項を次のように改める。

施行令第二十八条の八に規定する財務省令で定めるものは、特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令（平成二十八年総務省令第六十四号）第一条第一項第一号に掲げる電気通信設備のうち同令第二条第一号に掲げる特定電気通信設備に該当するものとする。

第二十条の十五第二項中「第二十八条の八第二項第二号イ」を「第二十八条の八第一号」に改める。

第二十二条の十の四第一項第一号中「行われる事業から生ずる所得に対し、当該国又は地域において課される法人税又は法人税に相当する税がある」を「事業が行われる」に改める。

第二十二条の三十三から第二十二条の三十六までを次のように改める。

（特定地域における電気通信設備の特別償却）

第二十二条の三十三　施行令第三十九条の五十五に規定する財務省令で定めるものは、特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令第一条第一項第一号に掲げる電気通信設備のうち同令第二条第一号に掲げる特定電気通信設備に該当するものとする。

第二十二条の三十四から第二十二条の三十六まで　削除

（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二十六条第二項中「国内に恒久的施設を有する非居住者」を「恒久的施設を有する非居住者」に、「新法」を「租税特別措置法」に、「新規則第十八条の十三の五第二項第一号」を「租税特別措置法施行規則第十八条の十三の五第二項第一号（イに係る部分に限る。）」に改める。

附則第三十三条第二項中「国内に恒久的施設を有する非居住者」を「恒久的施設を有する非居住者」に、「新法第三十七条の十四第二十五項」を「租税特別措置法第三十七条の十四第二十六項」に、「新規則」を「租税特別措置法施行規則」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中租税特別措置法施行規則第十九条の十四の二の改正規定及び次項から附則第七項までの規定は、平成二十八年九月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行規則（次項及び附則第四項において「新規則」という。）第十九条の十四の二第一項の規定は、平成二十八年九月一日以後に支払を受ける同条第二項に規定する証拠金に係る同条第五項第三号に規定する利子について適用する。

3　新規則第十九条の十四の二第二項の規定は、平成二十八年九月一日以後に支払を受ける同項に規定する証拠金に係る同条第五項第三号に規定する利子について適用し、同日前に支払を受けた第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則（次項において「旧規則」という。）第十九条の十四の二第一項に規定する証拠金に係る同条第四項第三号に規定する利子については、なお従前の例による。

4　新規則第十九条の十四の二第五項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定は、平成二十八年九月一日以後に提出する同条第七項に規定する非課税適用申告書等について適用し、同日前に提出した旧規則第十九条の十四の二第六項に規定する非課税適用申告書等については、なお従前の例による。

5　所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第五(二十)の備考3(4)中「店頭デリバティブ取引」の次に「（同条第1項の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する財務省令で定める取引を含む。）」を加える。

6　前項の規定による改正後の所得税法施行規則（次項において「新所得税法施行規則」という。）別表第五(二十)に定める書式は、平成二十八年九月一日以後に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十五条第一項の規定により提出する同項に規定する調書について適用し、同日前に提出した同項に規定する調書については、なお従前の例による。

7　前項に規定する書式は、当分の間、附則第五項の規定による改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める調書に、新所得税法施行規則別表第五(二十)に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。